

○ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（リスク・ウェイトのみなし計算）</p> <p><u>第四十七条の五</u> 標準的手法採用金庫は、保有するエクスポージャー（出資の性質を有するものに限る。以下この条、第二百二十四条第七項及び第二百四十二条において「保有エクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトを直接に判定することができないときには、当該リスク・ウェイトをこの条に規定するところにより算出するものとする。</p> <p>2 標準的手法採用金庫は、保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下この条、第二百二十四条第七項及び第二百四十二条において「裏付けとなる資産等」という。）のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する会社、組合その他これらに準ずる事業体（以下この条及び第二百四十二条において「事業体」と総称する。）の総資産の額で除して得た割合を、当該保有エクスポージャーの</p>	<p>「条を加える。」</p>

---

リスク・ウェイトとして用いるものとする。

一 当該標準的手法採用金庫により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、標準的手法採用金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

4 標準的手法採用金庫は、第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときには、当該エクスポージャーについて当該第三者により判定された

---

リスク・ウェイトを用いることができる。

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 標準的手法採用金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであつて、裏付けとなる資産等の運用に関する基準（以下この条及び第二百四十二条において「資産運用基準」という。）が明示されているときには、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用

---

リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いることができる。

7 前項の場合において、標準的手法採用金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第二節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

8 標準的手法採用金庫が、第二項又は第六項の規定により保有エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出するときには、次の各号に掲げるリスク・ウェイトに当該各号に定める値を乗じる調整を行つてリスク・ウェイトを算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られるリスク・ウェイトが千二百五十パーセントを超え

---

る場合には、千二百五十パーセントとする。

一 第二項のリスク・ウエイト 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値

二 第六項のリスク・ウエイト 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

9 標準的手法採用金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポージャーのリスク・ウエイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定める比率を当該リスク・ウエイトとして用いることができる。

一 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセント

10 標準的手法採用金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウエイトを用いるものとする。

(期待損失額)

第二百二十四条 「略」

〔2〕6 略〕

7Ⅱ 内部格付手法採用金庫が、第四百二十二条の規定により保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、同条

(期待損失額)

第二百二十四条 「同上」

〔2〕6 同上〕

〔項を加える。〕

第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するときに、当該裏付けとなる資産等に内部格付手法を適用するエクスポージャーが含まれるときは、当該エクスポージャー（同条第一項に規定する保有エクスポージャーに相当する部分に限る。）の期待損失額の算出については、前各項の規定を準用する。

（内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二百二十六条 内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第四百九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第四百四十一条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第四百四十二条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第五百四十四条の二から第五百五十四条の四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第四百四十二条（第十項

（内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二百二十六条 「同上」

一 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第四百九条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第四百四十一条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額及び第五百四十四条の二から第五百五十四条の四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

を除く。)の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

〔二〇四 略〕

(マチュリテイ)

第百三十三条 「略」

2 「略」

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスポージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチュリテイは、一日以上の実効マチュリテイを用いるものとする。

〔一・二 略〕

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するものの

四 「略」

〔4〓7 略〕

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットのみなし計算)

第百四十二条 内部格付手法採用金庫は、保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に算出することができないときには、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額をこの条

〔二〇四 同上〕

(マチュリテイ)

第百三十三条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

〔一・二 同上〕

三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務

四 「同上」

〔4〓7 同上〕

(信用リスク・アセットのみなし計算)

第百四十二条 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなら

に規定するところにより算出するものとする。

2 内部格付手法採用金庫は、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該エクスポージャーの額に当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額として用いるものとする。

一 当該内部格付手法採用金庫により十分かつ頻繁に取得されていること。

二 独立した第三者により検証されていること。

3 前項の場合において、内部格付手法採用金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二百二十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第二百三十二条第五項又は第四百十条第五項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第二号中「と読み替える

きは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもつて当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができ。

2 前項に規定する場合において、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスポージャーが含まれており、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポージャーが占めるときは、当該エクスポージャーの額に、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなきは、当該資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセットの額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一 裏付けとなる個々のエクスポージャーについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとして適用する場合 当該資産について内部格付が付与されているこ

ものとする」とあるのは「と、同項第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

4 内部格付手法採用金庫が前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を当該各号に定める手法により算出するものとする。

一 内部格付手法採用金庫が第二百二十二条第二項の規定により株式等エクスポージャーに標準的手法を適用している場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー 前条第三項第一号に掲げる手法

二 内部格付手法採用金庫が内部格付手法実施計画において標準的手法を適用する旨を記載している事業単位における保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー（前条第一項第二号に掲げる方式を適用する株式等エクスポージャーを除く。） 前号に定める手法

三 前号に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスポージャー 第二百三十二条に規定する外

と。

二 外部信用評価機関又はそれに類する機関（以下「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（以下この章において「外部格付」という。）が運用基準として用いられている場合 外部格付と内部格付が紐付けされていること。

4 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であつて、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

一 保有するエクスポージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で解約又は第三者に売却できること。

二 保有するエクスポージャーが金融商品取引法第九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三 保有するエクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する業務を行う者が、主務官庁の監督を受けていること。

5 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、第一項及び第二

部格付準拠方式

5 | 内部格付手法採用金庫は、第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときは、当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを当該エクスポージャーに適用して当該総額を算出することができる。

6 | 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するにあつては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

- 一 株式等エクスポージャー 前項の第三者を当該株式等エクスポージャーを直接保有する内部格付手法採用金庫とみなして、第二百六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあつては、第四百四十一条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。

項の規定によることができず、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であつて、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスポージャーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスポージャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

6 前条第二項の規定は、第一項又は第二項において準用する。この場合において、「株式等エクスポージャー」とあるのは、「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 前項の第三者を当該証券化エクスポージャーを直接保有する内部格付手法採用金庫とみなして、第二百六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（証券化エクスポージャーにあつては、第二百三十二条に規定する外部格付準拠方式に限る。）により」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「第六節」とあるのは「第四章第六節」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者

以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)一と読み替えるものとする。

7 内部格付手法採用金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであつて、資産運用基準が明示されているときには、保有エクスポージャーの額に、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

8 前項の場合において、内部格付手法採用金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 株式等エクスポージャー 当該内部格付手法採用金庫を当該株式等エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第二百二十六

- 条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（株式等エクスポージャーにあつては、第四百四十一条第三項第一号に掲げる手法に限る。）により」と読み替えるものとする。
- 二 証券化エクスポージャー 当該内部格付手法採用金庫を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第二百二十六条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（証券化エクスポージャーにあつては、第二百三十二条に規定する外部格付準拠方式に限る。）により」と読み替えるものとする。
- 三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 当該内部格付手法採用金庫を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用金庫とみなして、第十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、「第六節」とあるのは「第四章第六節」と、同項第一号中「次節」とあるのは「第四章第二節」と、「第三節」とあるのは「第四章第三節」と、「第四節」とあるのは「第四章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商

9| 品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)と読み替えるものとする。

内部格付手法採用金庫が、第二項又は第七項の規定により保有エクスポートジャーの信用リスク・アセットの額を算出するときには、次の各号に掲げる割合に当該各号に定める値を乗じる調整を行った上で信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られる割合が千二百五十パーセントを超える場合には、当該割合は、千二百五十パーセントとする。

一| 第二項の割合 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値

二| 第七項の割合 前号に定める値であつて、資産運用基準において許容される最大のもの

10| 内部格付手法採用金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項の適用を受けることができないときであつて、保有エクスポートジャーのリスク・ウエイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定めるリスク・ウエイトを当該保有エクスポートジャーに用いて信用リスク・アセットの額を算出することができる。

一| 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント

二| 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセント

11) 内部格付手法採用金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項及び前項の適用を受けることができないときは、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

(情報の利用)

第六十一条 「略」

2 「略」

3 内部格付手法採用金庫は、エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部信用評価機関又はそれに類する機関（第八十九条第三項第三号において「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（第七十六条第二項第三号及び第八十九条において「外部格付」という。）を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れるものとする。

(株式会社等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二十五条 内部格付手法採用金庫は、第四十一条第七項に規定する内部モデル手法を用いるときには、あらかじめ、金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を受けるものとする。

(情報の利用)

第六十一条 「同上」

2 「同上」

3 内部格付手法採用金庫は、エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れなければならない。

(株式会社等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二十五条 内部格付手法採用金庫は、第四十一条第七項に規定する内部モデル手法を用いる場合（第四十二条第四項において進用される場合を含む。この場合、この款において「株式会社等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。）は、金融庁長官及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

<p>（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）</p> <p>第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した所要自己資本額（<math>K_{OIM}</math>）に十二・五を乗じて算出する。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、<math>DF_{cep}</math>が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの<math>DF_{cep}</math>は、<math>\sum_{i \in ADI} DF_{cep}</math>の額の割合に応じた額とする。</p> <p>「六・七 略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>い。</p> <p>（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）</p> <p>第二百四十六条の七 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、<math>DF_{cep}</math>が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの<math>DF_{cep}</math>は、<math>\sum_{i \in ADI} DF_{cep}</math>の額の割合に応じた額とする。</p> <p>「六・七 同上」</p> <p>2 「同上」</p>
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。